



小矢部市
Oyabe City

定例記者会見資料
令和4年10月21日
財政課
TEL: 67-1760 (内線271)

件名

令和5年度小矢部市予算編成方針について

標記の件については、別紙のとおりです。

令和5年度 小矢部市予算編成方針

(令和4年10月12日)

第1 本市の財政状況

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、令和4年度末の一般会計市債残高は170億円を超えることが見込まれますが、切れ間なく市民生活の支援や地域経済の下支えを行ったことにより、令和3年度決算による市税収入は大きく落ち込むことなく、令和4年度末の財政調整基金残高は11億円台まで回復することが見込まれます。また、令和3年度決算による実質公債費比率は14.1%、将来負担比率は169.5%となり、改善傾向にあります。

このような中であっても、今年度実施の「サマーレビュー（通年型予算編成協議）」における要求額ベースでは、令和5年度一般財源総額として見積もった額を上回る約7.1億円の要調整額が見込まれたところであります。加えて、現下の資材等の物価高騰の影響も受けて、引き続き、厳しい財政運営を余儀なくされていくものと見通しています。

第2 予算編成方針

このような状況の中、令和5年度の予算編成においては、第7次総合計画実施計画に位置付けた投資的事業については、「選択と集中」並びに「平準化」を図りつつ、将来的な負担の抑制を図るとともに、その他の事業についても、効果を十分に検証し見直しを行うことにより、行財政全般に係る改革意識を徹底しながら、計画的な財政運営を一層高めていくことが必要であると考えています。

その上で、歳出面では、「最少の経費で最大の効果を挙げる（地方自治法第2条第14項）」を基本とし、事業目的の達成に向け、より効果の高い手法や対象の選択など常に事業内容の検証を行うとともに、歳入面では、幅広い視野で国県支出金のみならず有効な財源の発掘に知恵を絞り財源確保に取り組むことにより、令和5年度予算編成においても、引き続き「過度な市債の借入れや財政調整基金の繰入れに頼らない予算編成」の基本方針を堅持し、将来を見据えた健全で持続可能な財政運営に向けて、職員一丸となって以下の事項に則して編成することとします。

1 財政運営の指針

(1) 第7次総合計画に基づく計画的なまちづくり

最終年度を迎える第7次総合計画前期実施計画に掲げる事業を計画的に推進し、本市の将来像である「魅力・安心・充実 しあわせ おやべ」を実現できるよう、着実な事業の実施に努めることとします。

(2) 第3次行財政改革大綱及び実施計画に基づく徹底した行財政改革の推進

第3次行財政改革大綱及び実施計画に沿って改革を推進することとし、各事業内の全ての経費について例外を設けることなく、見直しを行うこととします。また、公共施設使用料の適正化に向けて、受益者負担と公費負担の公平性や算定方法の明確化を図ることとします。

(3) 市債残高の確実な縮減と将来負担の抑制に向けた取組

市債借入額は元金償還額の範囲内とすることを基本方針としつつ、令和5年度の臨時財政対策債を除く市債借入額は、前年度の当該額の範囲内とし、市債残高の確実な縮減に取り組むこととします。また、市債の計上に当たっては交付税措置のある有利な地方債の活用を原則とし、将来負担の抑制も図ることとします。

(4) 公共施設再編計画の推進

公共施設再編計画及び公共施設長寿命化計画に基づき、計画的な長寿命化対策に取り組むことを基本方針とし、ライフサイクルコストの低減を図ることとします。また、次世代を担うこども達に不要な負担を残さないよう、公共施設の再編を着実に前へ進めることとします。

(5) 将来を見据えた健全で持続可能な財政運営

厳しい状況が続く本市の財政状況を踏まえ、費用対効果に重点を置いた事業の徹底した見直し、財源の発掘と確実な確保など、将来を見据えた健全で持続可能な財政運営に向けて、全庁的に取り組むこととします。

2 予算見積基準

令和5年度の予算見積りについては、徹底した経費の見直しを基本としながら、全職員が知恵を絞り、各部局及び各課それぞれの権限と責任をもって積極的に事業を執行できるよう、以下の基準に則して適正に見積もることとします。

(1) 要求基準

①政策的経費のうち総合計画前期実施計画計上事業

・総合計画前期実施計画における計画額（一般財源ベース）を上限として予算見積りを行うこととします。

②政策的経費のうち総合計画前期実施計画未計上事業

・令和4年度当初予算額のうち政策的経費（総合計画前期実施計画計上事業分を除く）に係る一般財源総額と比べ5%削減し、その範囲内で予算見積りを行うこととします。

③経常的経費

・令和4年度当初予算額のうち経常的経費に係る一般財源総額を上限として予算見積りを行うこととします。ただし、原油高騰の影響を受ける光熱水費については、この限りでない。

※令和3年度当初予算編成時から導入した部局別シーリングを継続し、原則、部局別集計の上、基準を満たすよう見積もることとします。

(2) 重点事業推進枠

第7次総合計画に掲げた市の将来像の実現や、ポストコロナに向けた社会生活や経済構造の構築及び転換を図るため、国県の動向を踏まえながら次の「重点事業推進枠」を設け、優先的に予算付けを行うこととします。

○自治体DX（デジタル変革）推進事業

○子育て世帯への支援関連事業

○安全・安心なくらしの実現関連事業（新型コロナ対策、防災・減災等）

○本市への新たな人の流れの強化に向けた地方創生推進事業

○公共施設の長寿命化対策や適正配置関連事業

6億円程度

(3) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規事業を要求する場合は、スクラップ・アンド・ビルドの原則により、既存事業の廃止、縮小等を一体的に行い、財源を捻出したうえで、見積もることとします。

(4) 財源の確保

市税は、市財政の根幹をなすべき財源であり、経済情勢や課税客体等を十分に把握し、課税漏れや誤りがないよう的確な課税に努め、適正に見積もることとします。また、新規事業を要求する場合は、国県支出金のみならず、幅広い視野で有効な財源の発掘に取り組むこととします。

【例】ふるさと納税の拡大に資する取組、企業版ふるさと納税の活用に向けた取組

クラウドファンディングの活用、国の外郭団体等（例：（一財）地域活性化センター、（一財）日本宝くじ協会、（独）日本芸術文化振興会など）の助成金の活用

(5) 特別会計予算

独立採算制の原則に十分留意し、事務事業の効率化や合理化、経費節減に努めることとします。また、国は一般会計からの繰出金（基準外繰出）に厳しい目を向けており、安易に一般会計からの繰入金に頼ることのないよう、徹底して事業、財源等を見直しを行うこととします。